

平成 30 年中の都市ガス及び液化石油ガスによる事故の概要

1 事故の発生状況※

(1) 事故の発生件数

ア ガス事故発生件数

「発生件数は前年に比べ増加」

平成 30 年中に発生した、都市ガス及び液化石油ガスの漏えい事故又は爆発・火災事故のうち消防機関が出場したもの（以下「ガス事故」という。）の件数は、第 1 表のとおりである。

ガス事故の総件数は 862 件（前年 715 件）で前年の事故件数と比べ 147 件（20.6%）の増加となっている。

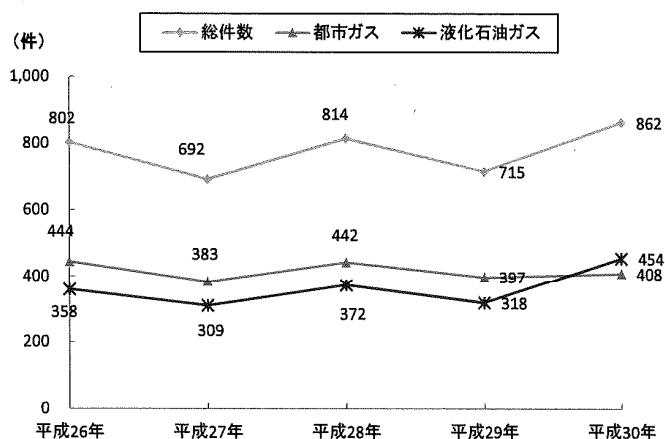
ガスの種類別の事故件数をみると、都市ガスによるものが 408 件（前年 397 件）で、前年に比べ 11 件（2.8%）の増加、液化石油ガスによるものが 454 件（前年 318 件）で、前年に比べ 136 件（42.8%）の増加となっている。

また、ガス事故発生件数の推移は、第 1 図のとおりである。

第 1 表 平成 30 年中のガス事故発生件数

区分	年・増減	平成30年	平成29年	増 減	
		(イ)	(ロ)	(イ)-(ロ) (ハ)	(ハ)/(ロ)×100 (%)
件 数		862	715	147	20.6
都 市 ガ ス		408	397	11	2.8
液 化 石 油 ガ ス		454	318	136	42.8

注) △はマイナスを表す。



第 1 図 ガス事故発生件数の推移（最近の 5 年間）

※ 増減率・構成比率については、表示単位未満を四捨五入している。以下、ことわりのない限り同じ。

※ 爆発・火災事故：都市ガス又は液化石油ガスが着火物となって生じた爆発・火災事故をいう。

※ 漏えい事故：人的損害を生じ、又はそのまま放置すれば爆発・火災若しくは人的損害を生じるおそれがある都市ガス又は液化石油ガスの漏えいであって、消防機関が出場したものをいう。

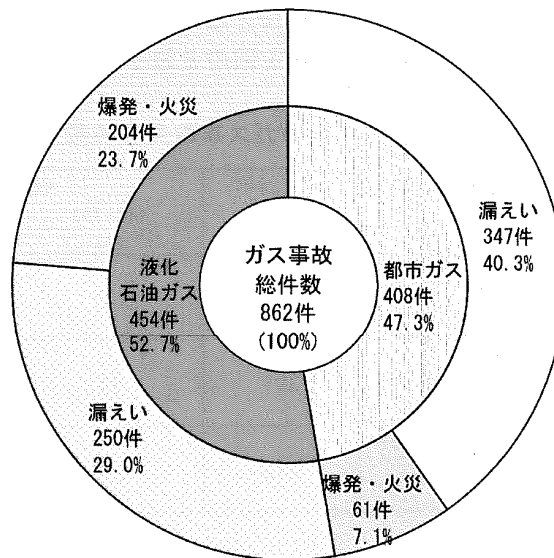
イ 態様別の発生件数

「漏えい事故が約7割を占める」

ガス事故の態様別発生件数は第2図のとおりで、都市ガスによるものが408件(47.3%)、液化石油ガスによるものが454件(52.7%)となっている。また、都市ガスの事故の総件数408件の内訳は漏えい事故が347件(40.3%)、爆発・火災事故が61件(7.1%)となっており、液化石油ガスの事故の総件数454件の内訳は漏えい事故が250件(29.0%)、爆発・火災事故が204件(23.7%)となっている。

態様別の事故発生状況の推移は、第2表のとおりである。ガス事故全体に占める漏えい事故は69.3%で、残りの30.7%が爆発・火災事故となり、漏えい事故の割合が高くなっている。

ガスの種類別ごとにみると、都市ガスでは漏えい事故が約9割を占めるのに対し、液化石油ガスでは漏えい事故が約6割である。



第2図 ガス事故の態様別発生件数 (平成30年中)

第2表 態様別の事故発生状況の推移 (最近の5年間)

区分 年	都市ガス		液化石油ガス		計	
	漏えい	爆発・火災	漏えい	爆発・火災	漏えい	爆発・火災
平成26年	400	44	195	163	595	207
	90.1	9.9	54.5	45.5	74.2	25.8
平成27年	323	60	166	143	489	203
	84.3	15.7	53.7	46.3	70.7	29.3
平成28年	390	52	212	160	602	212
	88.2	11.8	57.0	43.0	74.0	26.0
平成29年	356	41	150	168	506	209
	89.7	10.3	47.2	52.8	70.8	29.2
平成30年	347	61	250	204	597	265
	85.0	15.0	55.1	44.9	69.3	30.7

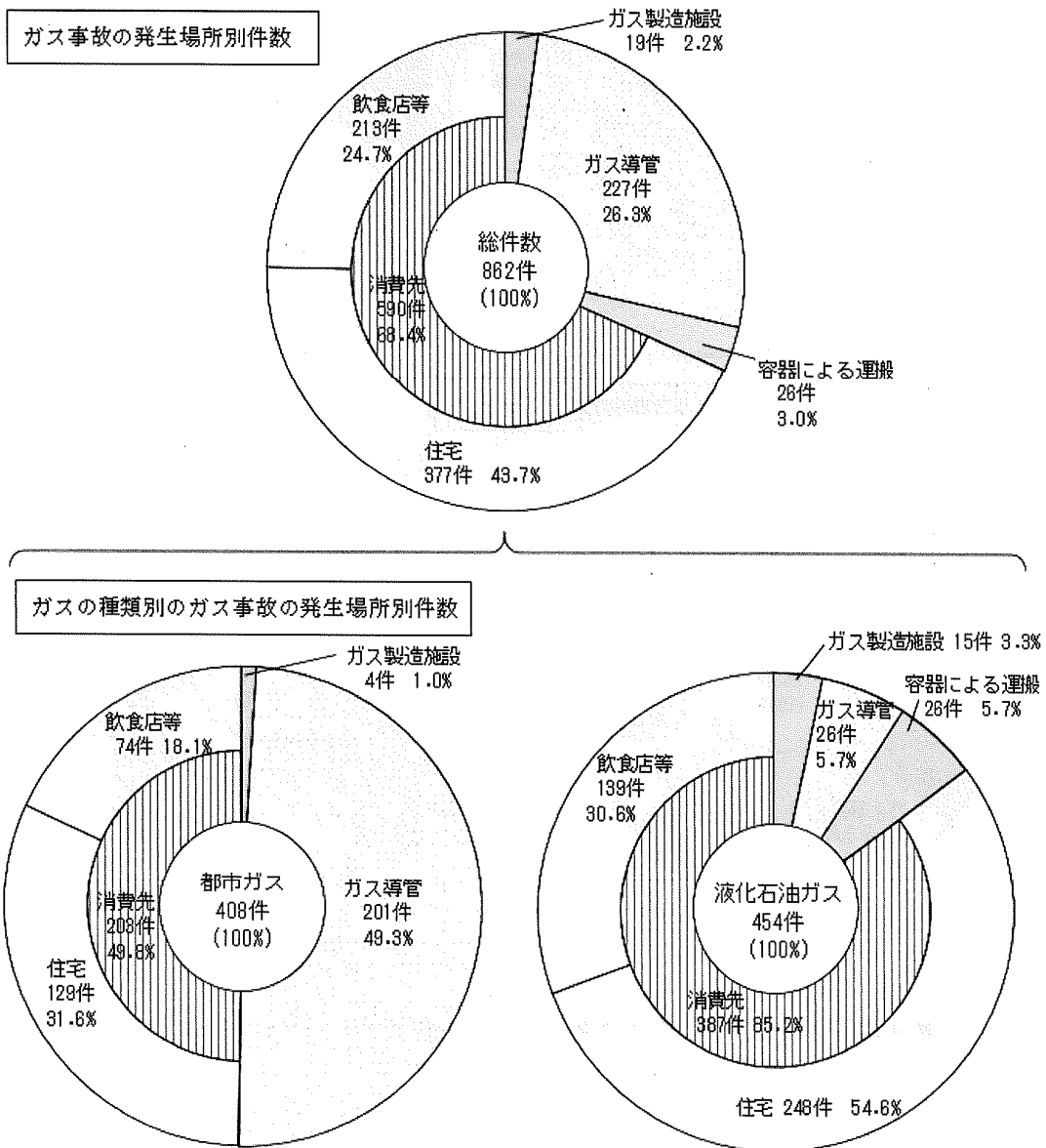
注) 各欄の上段は件数、下段は構成比 (%) を示す。

(2) 事故の発生場所別件数

「ガス事故の約7割が消費先で発生」

ガス事故の発生場所別件数は第3図のとおりで、消費先におけるものが590件(68.4%)、ガス導管におけるものが227件(26.3%)、容器による運搬によるものが26件(3.0%)、ガス製造施設によるものが19件(2.2%)の順となっている。消費先における事故590件のうち、377件は住宅において発生している。

ガスの種類別にみると、都市ガスではガス導管におけるものが201件(49.3%)、消費先におけるものが203件(49.8%)、ガス製造施設によるものが4件(1.0%)の順であるのに対し、液化石油ガスでは消費先におけるものが387件(85.2%)、ガス導管におけるものが26件(5.7%)、容器による運搬によるものが26件(5.7%)、ガス製造施設におけるものが15件(3.3%)の順となっている。



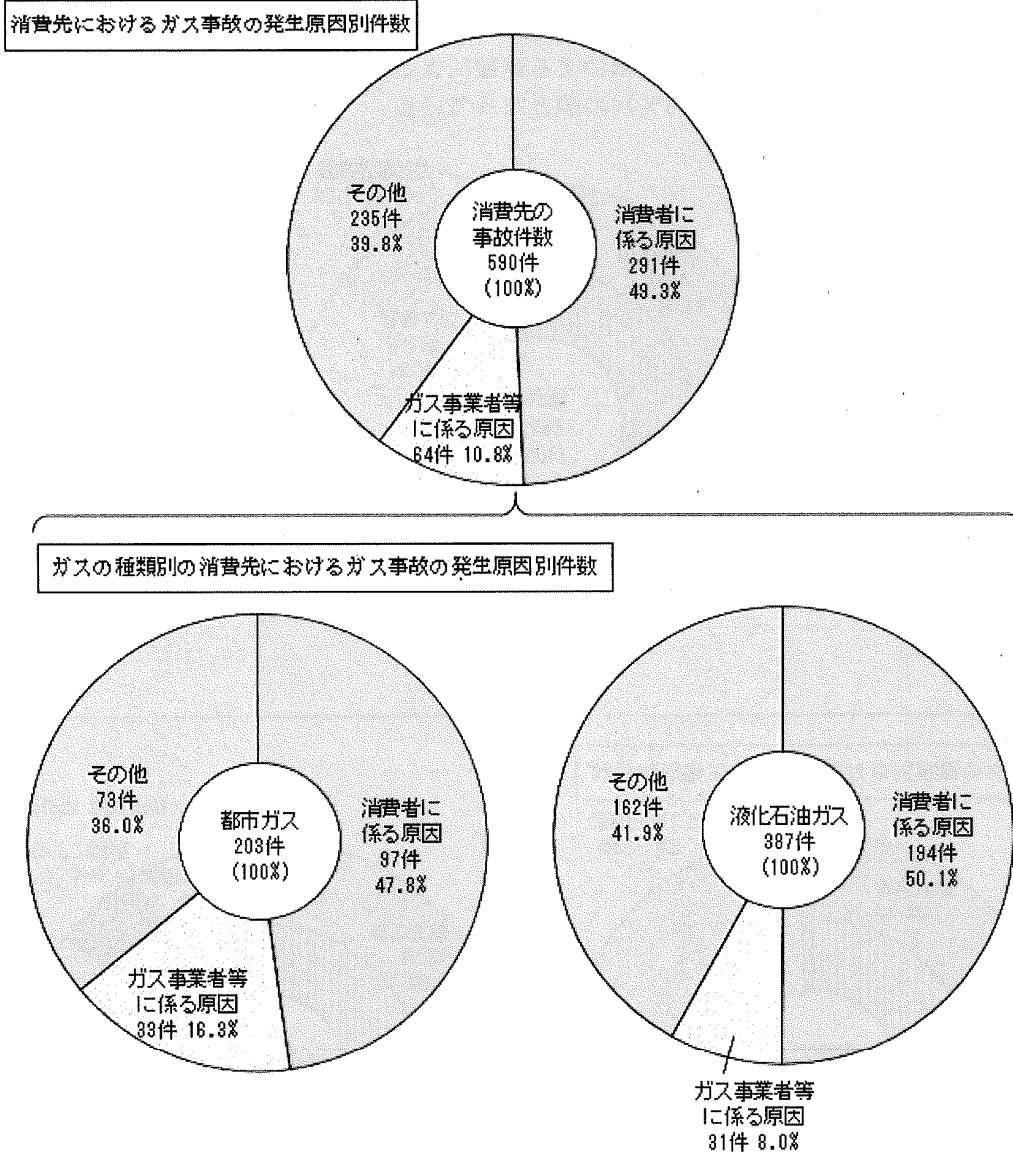
第3図 ガス事故の発生場所別件数 (平成30年中)

(3) 消費先における事故の発生原因別件数

ア 消費先におけるガス事故の発生原因別件数

「消費者に係る原因が半数を占める」

消費先におけるガス事故の発生原因別件数は第4図のとおりで、消費者に係る原因が291件(49.3%)と約半数を占めている。ガスの種類別にみると、発生原因が消費者に係るものは、都市ガスでは203件中97件(47.8%)、液化石油ガスでは387件中194件(50.1%)とガスの種類によらず約半数を占めている。



第4図 消費先におけるガス事故の発生原因別件数 (平成30年中)

イ 消費先におけるガス事故発生状況の推移

「消費先の不注意における事故がおよそ半数」

消費先におけるガス事故発生原因別の事故発生状況の推移は、第3表のとおりである。平成30年中の事故件数は590件で、前年と比べると総件数は133件の増加となった。

消費者に係る原因のうち不注意によるものの占める割合は270件（45.8%）とガス事故全体のおよそ半数を占めている。

第3表 消費先におけるガス事故発生原因別の事故発生状況の推移（最近の5年間）

原因 年	消費者に係る原因		ガス事業者・工 事業者に係る原因	そ の 他	計
		不注意によ るもの			
平成26年	301 (56.8)	279 (52.6)	74 (14.0)	155 (29.2)	530 (100.0)
平成27年	266 (55.8)	248 (52.0)	62 (13.0)	149 (31.2)	477 (100.0)
平成28年	313 (53.9)	282 (48.5)	77 (13.3)	191 (32.9)	581 (100.0)
平成29年	254 (55.6)	232 (50.8)	56 (12.3)	147 (32.2)	457 (100.0)
平成30年	291 37 (49.3)	270 38 (45.8)	64 8 (10.8)	235 88 (39.8)	590 133 (100.0)

注) 1 消費者に係る原因のうち「不注意によるもの」とは、コックの誤操作・火の立ち消え等による生ガスの放出、器具・ホースの取扱い、管理不良によるもので、内数である。

2 各欄の（ ）内の数値は構成比（%）を示す。

3 平成30年中段の数値は前年からの増減を示す。

4 △はマイナスを表す。

2 ガス事故による死傷者

「前年に比べ、死者・負傷者ともに増加」

平成30年中に発生したガス事故による死傷者数は、第4表のとおりである。

ガス事故による死者は6人（前年2人）で、前年に比べ4人（200%）増加し、負傷者も168人（前年148人）と前年に比べ20人（13.5%）増加となっている。

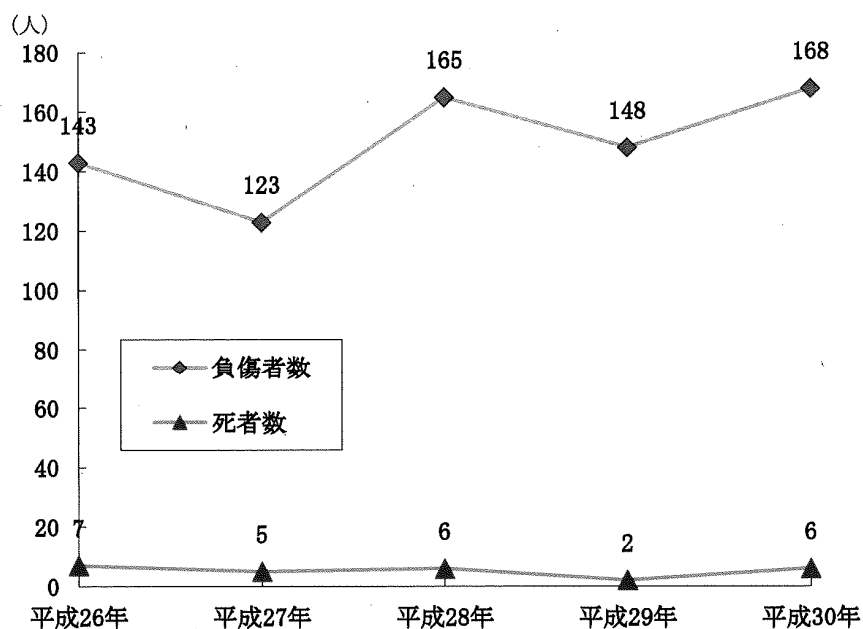
これをガスの種類別にみると、死者は、都市ガスによるものが1人（前年1人）で、前年と同数であり、液化石油ガスによるものが5人（前年1人）で、前年に比べ4人（400%）増加となっている。負傷者は、都市ガスによるものが29人（前年16人）で前年に比べ13人（81.3%）の増加となり、液化石油ガスによるものは139人（前年132人）と、前年に比べ7人（5.3%）の増加となっている。

また、死傷者数の推移は、第5図のとおりである。

第4表 平成30年中のガス事故による死傷者数

区 分		年・増減	平成30年	平成29年	増 減	増 減 率
			(イ)	(ロ)	(イ) - (ロ) (ハ)	(ハ) / (ロ) × 100 (%)
死 者 数	都 市 ガ ス		1	1	0	0
	液 化 石 油 ガ ス		5	1	4	400.0
	計		6	2	4	200.0
負 傷 者 数	都 市 ガ ス		29	16	13	81.3
	液 化 石 油 ガ ス		139	132	7	5.3
	計		168	148	20	13.5

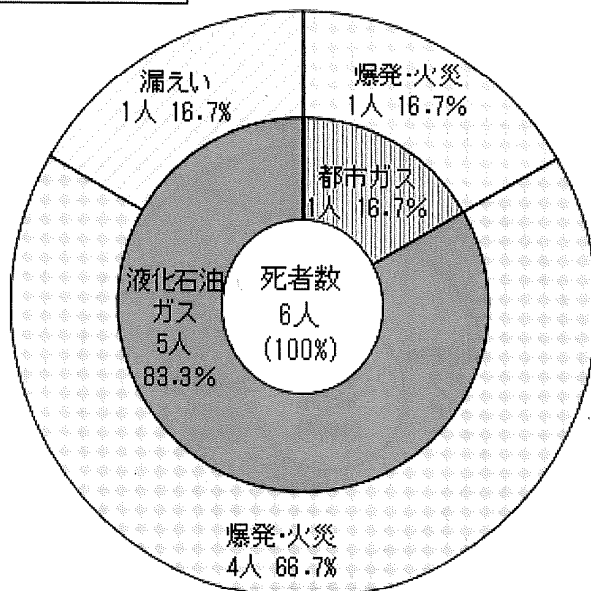
注) △はマイナスを表す。



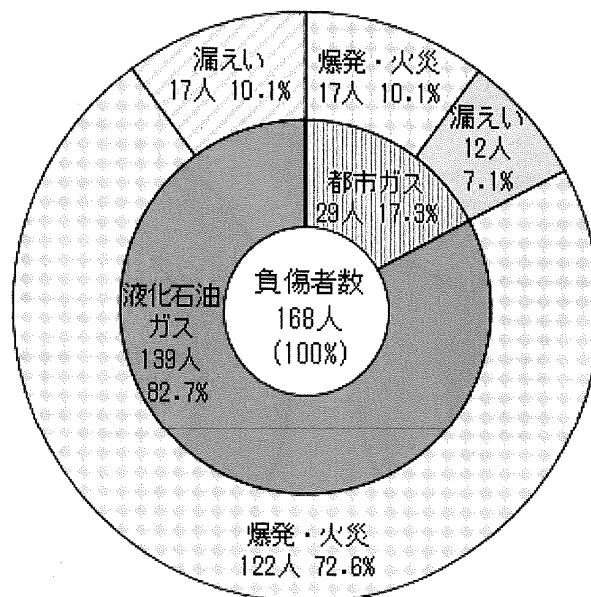
第5図 死傷者数の推移（最近の5年間）

態様別死傷者数は、第6図のとおりである。全死者数6人のうち、爆発・火災事故によるものは5人（83.3%）、漏えい事故によるものは1人（16.7%）となっている。また、全負傷者数168人のうち、爆発・火災事故によるものは139人（82.7%）、漏えい事故による負傷者は29人（17.3%）となっている。

ガス事故による態様別死者数



ガス事故による態様別負傷者数



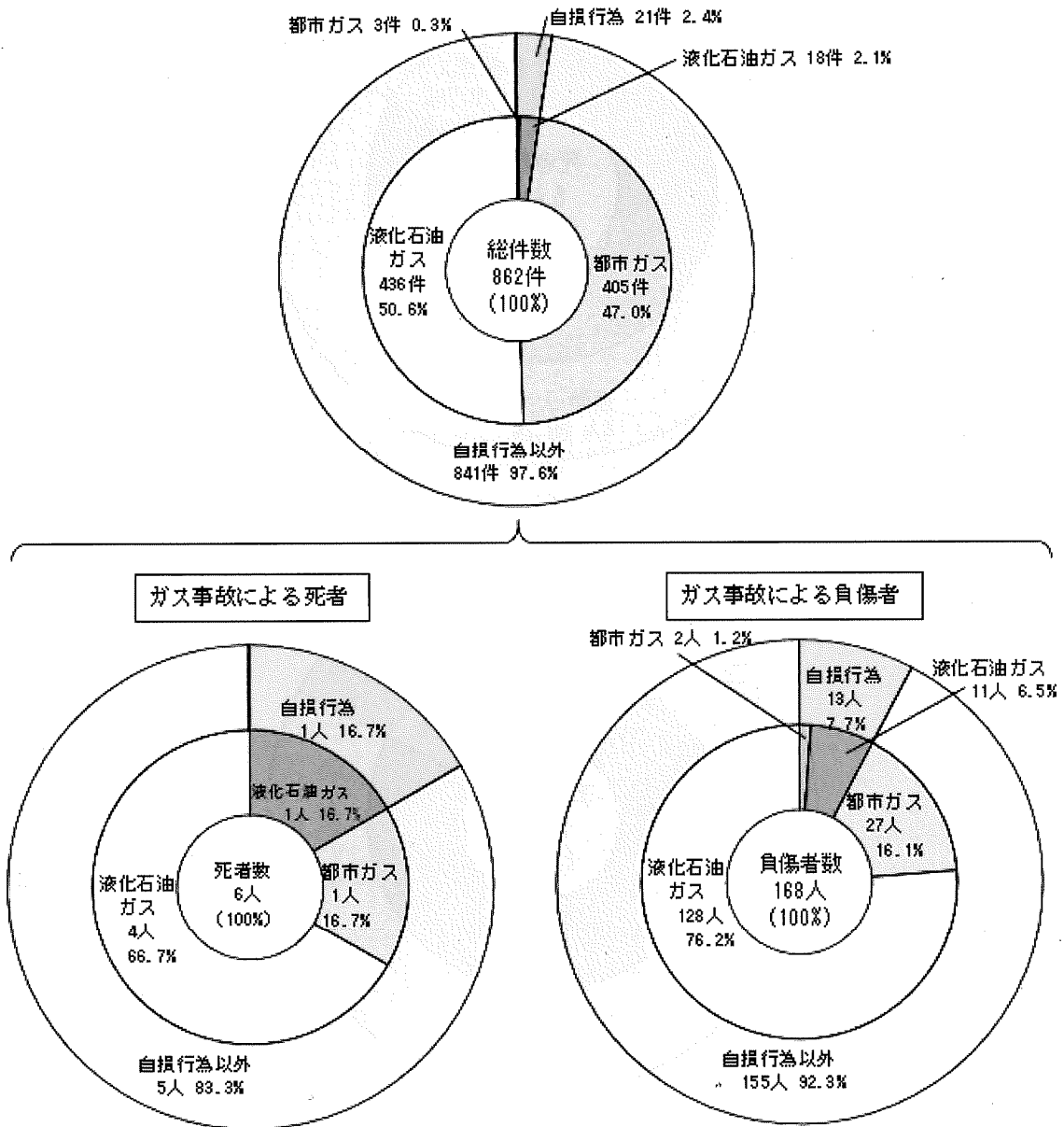
第6図 態様別死傷者数（平成30年中）

3 自損行為によるガス事故

「自損行為による事故は全体の2.4%」

ガス事故のうち、自損行為に起因する事故は第7図のとおりである。自損行為に起因する事故件数は21件でガス事故の総件数（862件）の2.4%を占める。

また、ガス事故による総負傷者数168人のうち、自損行為による負傷者は13人（7.7%）となっており、ガス事故による総死者数6人のうち、自損行為による死者は1人（16.7%）となっている。



第7図 ガス事故のうち自損行為に起因する件数及び死傷者数（平成30年中）

- 別表 1 ガス事故件数及び死傷者数
- 別表 2 ガス事故発生場所別被害件数
- 別表 3 消費先におけるガス事故発生原因別件数
- 別表 3 - 2 ガス器具の欠陥による消費先におけるガス事故の概要
- 別表 4 死者の発生した主なガス事故の概要
- 別表 5 消防機関に届出を要する物質（圧縮アセチレンガス等）に係る火災件数
- 別表 6 毒劇物等の事故の概要

別表 1

ガス事故件数及び死傷者数

(平成 30 年 1 月 1 日～12 月 31 日)

ガス種別 事故の態様	都 市 ガ ス						液化石油ガス			計		
	件 数	死 者	負 傷 者	件 数	死 者	負 傷 者	件 数	死 者	負 傷 者	件 数	死 者	負 傷 者
爆発・火災事故	61 (1)	1	17 (1)	1			204 (11)	4	122 (6)	265 (12)	5	139 (7)
爆発のみに留 まったもの	2						22		20	24		20
漏えい事故	347 (2)		12 (1)	3			250 (7)	1 (1)	17 (5)	597 (9)	1 (1)	29 (6)
計	408 (3)	1	29 (2)	4			454 (18)	5 (1)	139 (11)	862 (21)	6 (1)	168 (13)

注) この表は、ガス事故の件数及び死傷者数について調査したもので、その記載は次による。

1 ガス事故の態様の別は以下による。

- (1) 爆発・火災事故：都市ガス又は液化石油ガスが着火物となって生じた爆発・火災事故をいう。なお、爆発のみで留まったものについては該当欄に再掲した。
- (2) 漏えい事故：人的損害を生じ、又はそのまま放置すれば爆発・火災若しくは人的損害を生じるおそれがある都市ガス又は液化石油ガスの漏えいであって、消防機関が出場したものをいう。

2 都市ガスとはガス事業法第 3 条及び第 37 条の 2 の許可を受けたガス事業者によって供給されるガスをいい、簡易ガスとはガス事業法第 37 条の 2 の許可を受けたガス事業者によって供給されるガスをいう。

3 死者の欄には、爆発・火災事故は 48 時間以内、漏えい事故は初診時において、それぞれ死亡が確認された者の数を記載した。

4 自損行為に起因する事故については各欄の () 内にその数を再掲した。

別表 2

ガス事故発生場所別被害件数

(平成 30 年 1 月 1 日～12 月 31 日)

発生場所 ガス種別	ガス 製造施設	ガス導管	容器に よる運搬	消 費 先									計
				住宅		旅館	飲食店	学校 病院	工場	その他の 事業所	小計		
				住宅	共同住宅								
都市 ガス	件 数	4 (6)	201		129 (35)	61 (16)	1	47 (11)	4	9 (4)	13 (5)	203 (55)	408 (61)
	死 者				1 (1)							1 (1)	1 (1)
	負 傷 者		4 (3)		14 (6)	6 (4)		9 (6)		1 (1)	1 (1)	25 (14)	29 (17)
液化 石油 ガス	件 数	15 (2)	26 (4)	26 (16)	248 (107)	113 (44)	3 (2)	47 (20)	3 (2)	25 (13)	61 (38)	387 (182)	454 (204)
	死 者				4 (3)						1 (1)	5 (4)	5 (4)
	負 傷 者	4 (2)	4 (2)	2 (2)	75 (66)	27 (26)	3 (3)	21 (20)	2 (2)	11 (8)	17 (17)	129 (116)	139 (122)

注) この表は、ガス事故の発生場所別の被害状況を調査したもので、その記載は別表 1 の注 1～3 によるほか、次による。

- 1 ガス製造施設の欄には、ガス事業者の敷地内にある施設又は液化石油ガスの製造業者若しくは販売業者の敷地内にある施設における事故について記載した。
- 2 ガス導管の欄には、ガス導管又はガス供給管部分で発生した事故のうち、注 4 に該当しないものについて記載した。
- 3 容器による運搬の欄には、液化石油ガスを容器により運搬していた際に発生した事故について記載した。
- 4 消費先の欄には、次の場所において発生した事故について、それぞれ該当する区分の欄に記載した。
 - (1) 都市ガス : 建物内のガス導管からガス器具まで。
 - (2) 液化石油ガス : ボンベ等が消費先敷地内に設置されている場合にあっては当該ボンベ等からガス器具まで、それ以外の場合にあっては当該建物内のガス導管からガス器具まで。
- 5 表中の括弧内には、爆発・火災に係る被害について再掲した。

別表 3

消費先におけるガス事故発生原因別件数（全国）

（平成 30 年 1 月 1 日～12 月 31 日）

事故原因の別		ガス種別		液化石油 ガス	計
		都市ガス	簡易ガス		
ガス 事業者 に係る 原因	ガス器具の欠陥によるもの			3 (3)	3 (3)
	工事不良・維持管理不良によるもの	33 (7)	1 (1)	27 (4)	60 (11)
	ガス漏えい発見後の不適切な処理によるもの			1	1
消費者 に係る 原因	コックの誤操作・火の立ち消え等による生ガスの放出によるもの	39 (9)		39 (20)	78 (29)
	器具・ホースの取扱い、管理不良によるもの	55 (24)		137 (87)	192 (111)
	ガス漏えい発見後の不適切な処理によるもの			8 (6)	8 (6)
	自損行為によるもの	3 (1)		10 (3)	13 (4)
その他	いたずら等故意によるもの	1 (1)		9 (3)	10 (4)
	不明・その他	72 (13)		153 (56)	225 (69)
計		203 (55)	1 (1)	387 (182)	590 (237)

注) この表は、ガス事故のうち消費先（別表 2 の注 4 による。）におけるガス事故の主要原因と考えられるものについて、その件数を調査したもので、記載に当たっては、別表 1 の注 1 及び注 2 によるほか次による。

- 1 原因が重複して考えられるものは、主たるものについてのみ計上した。
- 2 表中各欄の下段には、爆発・火災に係る件数を再掲した。

別表 3 - 2

ガス器具の欠陥による消費先におけるガス事故の概要（全国）

（平成 30 年 1 月 1 日～12 月 31 日）

発生年月日	都道府県	事故の概要及び原因
8月13日	佐賀県	リコール対象品であった調理器具が、ボンベ接続部分との締め付け不良が生じており、火災となったもの。
11月17日	富山県	カセットコンロのボンベ装着部分において、ゴム製品が経年劣化していたことによりガス漏れが生じ、火災となったもの。
11月25日	福岡県	ガス給湯器の不完全燃焼により爆発したもの。

注) この表は、別表 3 の事故原因の別から、ガス器具の欠陥によるものについて記載したものである。

別表 4

死者の発生した主なガス事故の概要（全国）

（平成 30 年 1 月 1 日～12 月 31 日）

発生年月日	場所	態様	ガス種別	死者数	負傷者数	概要・原因
2月13日	愛知県	爆発・火災 漏えい	都市ガス 液化石油ガス	1	1	LPGカセットボンベが破裂し、漏えいしたガスが石油ファンヒーターの火で引火し木造2階建て一般住宅を全焼した。この火災により、死者1名及び負傷者1名が発生した。
2月21日	静岡県	爆発・火災 漏えい	都市ガス 液化石油ガス	1	2	一般住宅から出火し、1棟全焼。隣接する住宅等を2棟半焼、6棟ぼや、車両2台全焼し死者1名、負傷者2名発生した建物火災である。ガスファンヒーターの燃料であるガスが何らかの原因により漏れ、蛍光灯のスイッチを入れたことによりガスに着火したものと推定。
3月13日	愛媛県	爆発・火災 漏えい	都市ガス 液化石油ガス	1		ガスコンロ使用中に、近くでスプレー缶（LPG含有）のガス抜き行為を行ったため、ガスコンロの火がガスに引火したもの。（推定）
10月6日	新潟県	爆発・火災 漏えい	都市ガス 液化石油ガス	1		車両生活者が車内でカセットコンロを使用中、何らかの原因でカセットコンロのガスに引火したもの。
12月25日	熊本県	爆発・火災 漏えい	都市ガス 液化石油ガス	1		鍋をガステーブルにかけ、ガステーブルに火がついた状態で鍋を移動したため、ガステーブルの火が衣類に着火し倒れこみ、倒れこんだ床付近から延焼拡大した一般建物火災。

注) この表は、死者の発生したガス事故（自損行為、いたずら等故意によるものを除く。）について調査したもので、死者数の欄には、爆発・火災事故は 48 時間以内に、漏えい事故は初診時において、それぞれ死亡が確認された者の数を記載した。